

令和2年度 第4回 葉山町障害福祉計画策定委員会 議事録

日 時 令和2年10月30日(金) 15時00分～16時34分

場 所 葉山町教育委員会 研修室・会議室1 (保育園・教育総合センター2階)

出席委員 在原理恵、雨宮由美、平野和子、菊池一美、檜原絢子、新井宏二、
鹿嶋清、加藤智史、山崎永子、小澤公雄、今井昭子、萩原崇至

欠席委員 杉野三千代、柿本啓子、古塩節子、(萩原幹子)

出席職員 高階歩、鹿島正、石井幹男、吉田幸司、柏木淳子、秋山奈緒、今山健二

傍聴人 1名

会議要旨

あいさつ

議 題 1 葉山町障害者福祉計画について

(1) 葉山町障害福祉計画及び障害児福祉計画のサービス目標値について

(2) 第1編：総論、第2編：障害者計画について

2 その他

資 料 資料17 第3編：障害福祉計画 障害児福祉計画(検討用素案)

資料17-2 資料17の正誤表

資料18 障害福祉サービス等の見込み量 算出資料

資料19 葉山町障害者福祉計画 第1編：総論 第2編：障害者計画(素案)

第3回葉山町障害者福祉計画策定委員会 議事録

※資料番号は、第1回の策定委員会からの通し番号になっています。

あいさつ

鹿島課長： 定刻となりましたので、これから令和2年度第4回になります、葉山町障害者福祉計画策定委員会を開催させていただきたいと思います。本日はご多忙の中、お集りいただきまして、誠にありがとうございます。本日も忌憚のないご意見をいただきますよう、お願いをさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

吉田課長補佐： 会議が始まります前に、事務局のほうから事務連絡をさせていただきます。前回の委員会でご承認をいただきました、本日の会議の様子を写真撮影させていただきますので、よろしくお願いたします。先般、議事録を送らせていただき、委員の皆様にご確認いただきました。一部、訂正がございました。修正の箇所でございますが、13 ページの上から3行目、在原委員長のご発言で、障害者計画は4年間のものを、というくだりの部分が訂正されております。本日机上に配布したものが正式な議事録になりますのでよろしくお願いたします。

本会議の開催に先立ちまして、町ホームページで傍聴の希望者を募ったところ、希望者が1名いらっしゃいました。傍聴要領に基づき、第2回委員会での取り決めの通り委員長より傍聴の許可をお願いいたします。

在原委員長： はい。今のご報告の通り傍聴の希望者がいらっしゃるという事ですので、傍聴を許可させていただきます。傍聴の方、どうぞお入りください。

～傍聴人 入室～

在原委員長： 傍聴される方におかれましては、お配りしている注意事項をよく読んで守っていただくようお願いいたします。

吉田課長補佐： 本日の出席委員は、現在10名でございます。葉山町障害者福祉計画策定委員会規則第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席があり、会議が成立している事をご報告いたします。本日も議事録をまとめるにあたり、会議については録音させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、資料の確認をさせていただきたいと思います。オレンジ色の送付分と共に事前に郵送させていただきました。事前配布資料一覧でございますように、資料17第3編障害福祉計画、障害児福祉計画（検討用素案）。次に資料18障害福祉サービス等の見込み量算出資料でございます。本日お配りしていますのが次第、名簿、当日配布資料一覧、資料番号17-2、こちらは資料17の正誤表です。資料17に修正する箇所が数カ所ございました。大変申し訳ございません。本日はこちらの正誤表を使いながら、併せてご対応いただけたら幸いです。それから資料19葉山町障害者福祉計画、第1編総論、第2編障害者計画素案。それと資料ではありませんが、いつもお書きいただいている水色のご意見追加シートになります。不足する資料等大丈夫でしょうか。

それでは以後の進行は、規則第5条第1項の規定により委員長が議長になるとなっておりますので、在原委員長にお願いたします。

在原委員長： ありがとうございます。本日も皆さまどうぞよろしくお願いたします。

一同： よろしくお願いたします。

在原委員長： それでは議事に入っていきます。今日の予定について事務局よりご説明お願いたします。

す。

吉田課長補佐： 本日の予定でございますが、本題に入る前に前回の委員会で杉野委員からご質問があった事についてご説明させていただきます。その後、大人を対象とした計画である障害福祉計画のサービス目標値について、続いて子どもを対象とした計画である障害児福祉計画のサービス目標値について、この 2 つの計画の数値を中心に、本日はご検討をいただきたいと考えております。その後、前回ご議論いただいた総論と障害者計画について再度ご検討いただけたらと考えております。以上です。

在原委員長： ありがとうございます。では、前回杉野委員から質問がありました件について最初にご説明をお願いします。

吉田課長補佐： 前回の委員会で、杉野委員から前回資料 15 の 19 ページ「月収について」の結果で、知的障害をお持ちの方で 2.7%の方が 50 万円以上と回答していますがどのような方なのか、というご質問をいただきました。対象の方がお 2 人いらっしゃいまして、お 1 人は女性で療育手帳 A1 をお持ちと回答されている方、もう 1 人は男性で療育手帳 B2 をお持ちと回答されている方でした。なお、この 2 人の方はアンケートの回答者についての設問では、本人ではなくご家族が回答されているとの事でした。宛名のご本人ではなく、ご家族や世帯全体での収入と勘違いされて回答された可能性が高いようでございます。また、これ以上の属性の検索は個人を特定してしまう恐れがあるため、差し控えさせていただきます。ご理解をいただけますと幸いです。なお本日、杉野委員が欠席されておりますので、欠席委員に対しては個別にご説明させていただきたいと考えております。以上でございます。

在原委員長： ご説明ありがとうございました。杉野委員には個別にご説明という事なので、他の委員の皆様、今の説明でよろしいでしょうか。次回は誤解がなるべくないような表記など気をつけるということですね。よろしく願いいたします。

それでは、議題 1 に入りたいと思います。本日は葉山町の障害福祉計画及び障害児福祉計画のサービス目標値についてご意見をいただきますが、最初に大人を対象とした計画の障害福祉計画の目標値について、事務局の方からご説明をお願いします。

1 葉山町障害者福祉計画について

(1) 葉山町障害福祉計画及び障害児福祉計画のサービス目標値について・・・資料 17、資料 18

秋山副主幹： それでは、障害福祉計画のサービスの見込み量について説明させていただきます。資料 17 と資料 18 をお手元にご用意ください。資料 17 が「障害福祉計画の検討用素案」、資料 18 がこの素案に載せている見込み量の算出資料となります。細かい説明の前に全体の説明になりますが、こちらの見込み量はいずれもこれまでの実績や国の指針などを参考に算出しています。見込み量は何の数字かという事が資料 17 のそれぞれのサービスごとにある「見込み量設定の考え方」という欄に書かれています。例えば資料 17 の 1 ページ目「居宅介護」の次に「国の基本方針」、その次に「町の現状と実績」と続き、おめぐりいただいて 2 ページ目に「見込み量設定の考え方」という事で「町の現状と実績に基づき、見込みます」という記載がされています。その下に実績値と見込み量が記載されて

いますが、この見込み量の算出元は資料 18 に記載されています。資料 18 の 1 ページ目をご覧くださいと平成 27 年度からの見込量・実績があり、その下の太線内に第 6 期計画の見込み量がいくつか示されています。第 6 期の見込み量の算出方法に関しては、一番上の説明に記載されている①から⑥までの算出方法で計算されています。居宅介護を例にとってご説明しますと、①から⑤の算出方法で計算した数値だと見込み量が徐々に減少していくため①から⑤の数値を使わずに⑥の数値を見込値としています。①～⑤によらないものは⑥のその他として示しております。実績がなく計算式では推計できなかったものや、算出した数値だと大きくなりすぎてしまうもの、比較できないものなどは、比較のために採用した見込み量の他にいくつかの数値も載せています。この資料 18 は資料 17 検討用素案の見込み量の数値がなにかという確認の際に使っていただけますと幸いです。また今回の資料で、障害のほうでは令和 2 年度の実績値は空欄になっており、障害児の計画では令和 2 年度の欄には推計値が入っています。前回の計画では、計画策定の年の実績値について前半 6 ヶ月分から推計した値を入れていましたが、今年はコロナの関係もあり利用の件数も例年と異なっておりますので、この令和 2 年の欄については推計値とするか、もしくは直近の 8 月や 9 月の実績値にするか現在検討中で今回の資料には数値が記入されている箇所とされていない箇所があります。見込み量の算出には令和元年度までの実績で計算されていますので、この欄にはどの数字を入れても見込み値については影響がありません。ご了承ください。

次に、個別の数値の説明に入らせていただきます。事前に資料を配布させていただいておりますので、全部ではなく一部の説明のみにさせていただきます。まず資料 17 の 2 ページ目をご覧ください。2)「重度訪問介護」の見込み量ですが、実績が令和元年度のみであるため推計値を算出できませんでした。そのためそのまま令和元年度の数値を見込み量としています。同様に、実績がその年しかないサービスについては推計ができませんでしたので、平成 30 年度の実績値をそのまま見込み量として入れています。次に 5 ページ目をご覧ください。「短期入所」の「福祉型」の数値ですが、資料 18 の 4 ページの通り、①と②の算出方法で計算した数値だと①では数が大きすぎてしまう、②では少なすぎるというように、算出した数値と実際の利用者の数値がかけ離れてしまうため令和元年度の数値を見込み量として採用しています。このように、数字が実際の数とかけ離れてしまう場合はより実績に近い数字をその見込み量に入れています。修正があります、本日お配りした正誤表がありますが、5 ページ「短期入所」「福祉型」の「1 人当たり利用日数」が「21.7 日」とあるのは、「2.2 日」の間違いです。

次に、資料 18 の 10、11 ページにあります、「就労定着支援」をご覧ください。こちらは平成 30 年度の数値を見込み量としていますが、令和元年度の実績が 6 人、令和 2 年度は空欄になっていますが、今年の実績が 4 月は 4 人、5 月から 7 月が 5 人、8 月が 3 人となっているため、見込み量として入れている 1 人では少ないかと思っております。国でも一般就労への移行を方針としており、事務局としても少し増やした方がよいと考えているため皆様のご意見を伺いたいと考えております。

次に、資料 17 の 16 ページ、上段の「理解促進研修・啓発事業」に記載の誤りがござ

います。令和元年度の実績値が「1回」とありますが、こちらは昨年コロナのために開催できなかったため「0回」となります。こちらにも正誤表でご確認ください。また次のページ、17ページも「障害者相談支援事業」の「基幹相談支援センターの設置の有無」の箇所が、平成30年度から令和元年度に続き「有」となっていますが、こちらは本年度令和2年度からの設置になりますので平成30年度、令和元年度は「無」になります。こちらにも正誤表に載っていますのでご確認ください。続いて、18ページと19ページの記載にも訂正があります。こちらにも「見込み量設定の考え方」の所で誤りがありましたので、こちらにも正誤表の方でご確認いただければと思います。次に、30ページの第5章「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の目標値」の目標1「福祉施設の入所者の地域生活への移行」のご説明をさせていただきます。こちらの目標設定ですが、中段にある「国指針の主旨」を見ますと、「令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行」、「令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする」と記載されています。こちら記載の通り、葉山町の令和元年度末の入所者数の実績14人を1.6%で計算すると、0.224となり1に満たない数字となるため、最小の整数を取って1人としています。(F)の欄はそのために1人となっており、地域生活移行数も同様に6%で計算すると、0.84という1人に満たない数字になります。しかし、1人を減らすために逆算していくと、(B)の欄は2人にしないと1人という数が出てこないため、このような数字になっています。国の目標よりも高い率になっていますが、元々の人数が少ないためこのような率になっているという事をご了承ください。次に、32ページについて説明させていただきます。こちらにも同様に国の指針に則って計算をしていますが、記載に誤りがあります。こちらにも正誤表に載せていますが、①「就労移行支援事業の一般就労への移行者数・・・1人の増加」とありますが、正しくは「2人増加」となります。次に、令和5年度の「利用者数」が「4人」とありますが、正しくは「5人」になります。そのため①、②、③の合計が8人となり、(1)「目標設定の令和元年度実績の1.30倍の8人を目標として、一般就労支援に向けた支援を行っていきます」の部分が8人となっております。こちらの1.30倍というのは国の指針を元にして計算されており33ページにある上段の「国指針の主旨」では、「令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本として設置すること」とありますが、葉山町の場合は1.27倍でも1.30倍で計算しても、少数になるため切り上げた8人を目標としてこちらの数字にしています。障害者の説明は簡単ではありますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

在原委員長： ありがとうございます。障害福祉計画の見込み量と目標値についてご説明いただきました。1つ1つ数字を出してくださっているので見るところがたくさんあります。またどのような計算で算出しているというご説明もありました。事前に見ていただいた所で気になったところ、よく分からなかったところ、ご意見等出していただければと思いますが皆様いかがでしょうか。

樫原委員： いいですか。私やはり精神のところを重点的に見てしまうのですが、ミスプリントが多々ありました。資料17の31ページ、目標2「精神障害にも対応した地域包括ケアシ

システムの構築」の「目標の達成に向けて」の本文で、「町自立支援協議会の委員には精神障害者家族の会の参加者がおり、これまでも精神障害をもっていー」で文章が切れていて次の段の文章と繋がらないため、1行なにか文章が抜けているかなと思いました。

秋山副主幹： 文章が切れていました。失礼いたしました。

樫原委員： そして、数値のことで少し教えていただきたいのですが、32 ページの目標 4「福祉施設から一般就労への移行等」の(1)「令和 5 年度中の福祉施設から一般就労への移行者を、令和元年度実績の 1.30 倍の 8 人を目標として、一般就労に向けた支援を行っていきます」の 8 人になぜなるかという部分をご説明いただき納得しました。ただ、令和元年度実績は「就労移行支援事業の一般就労への移行者数」では 3 人、「就労継続支援 A 型事業の一般就労への移行者数」で 0 人、「就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者数」で 1 人とありますが、この数字はここで初めて出てくるのでしょうか。資料 18 の 8 ページに「就労移行支援」の数値がありますが、そこには令和元年度見込みが 5 で実績が 3 となっています。これは資料 17 と内容が違うかなと思います。

柏木係長： 文章が切れているご指摘ありがとうございます。早急に直します。福祉施設から一般就労された方は 6 人いまして、そのうち 3 人が①に入り、1 人が③に入っており①、②、③の合計人数が 4 人となっています。残りの 2 人は、生活介護を利用して就労した方が 1 人、機能訓練を利用して就労した方が 1 人です。これから県に確認をしますが、この 2 人も福祉施設利用者として考え、葉山町として福祉施設を利用している方からの就労は現在のところ 6 人として計上しております。資料 18 とはリンクしていません。こちらに書いているものは毎年度の 3 月の利用者を載せていますので、目標 4 の方とは出ている元データが違うということになります。

樫原委員： はい、わかりました。ありがとうございます。

秋山副主幹： この記載されている人数の中から一般就労へ移行した方の数になるので、利用者数の中で移行した人なので、イコールにならない。

樫原委員： わかりました。続いて数値に関しての質問ではありませんが、32 ページの⑤に記載されている「職場定着率を 8 割以上とする就労定着支援事業所数を全体の 7 割以上」と、33 ページの「国指針の主旨」の上から六番目に記載されている「職場定着率を 8 割以上とする就労定着支援事業所数を全体の 7 割以上とすること」この同じような内容のうち「国指針の主旨」に記載されているほうは、国全体の事を言っているのでしょうか、それともこの福祉圏域や県とか、そういう範囲の指針を出しているのでしょうか。もしくは、市町村単位だったら職場定着率を 8 割以上とする事業所数を全体の 7 割以上にするというのは、今は葉山町には事業所が 3 つしかないため、相当大変なことではないでしょうか。「十分な就労支援事業者を確保できるよう、近隣市との連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます」と書いていますが、大変な事ではないでしょうか。十分な就労支援事業者は町で確保しなければいけないのか、それともこの国指針で言われていることは、福祉圏域あるいは県下、そういった広い地域にあたっての目標なのか、いかがでしょうか。

柏木係長： 就労定着支援自体が平成 30 年度から始まった事業で、今の流れの多くは就労移行支援

を使った事業所は就労移行支援を2年間かけて行います。その2年間の中で就職をしたら就職して半年後に就労定着支援が始まります。そして、就労して半年間は就労移行支援を行なった事業所が責任を持って面倒を見ることになっており、半年後に就労定着支援に切り替わることになります。大体の就労移行支援をしている事業所が定着支援という機能を持っているので、利用者にとっては同じ事業所が看板を変えてといいますか、サービスが就労移行から就労定着に切り替わるだけで、同じように3年間の支援をさらにしていただくような流れになります。葉山町の利用者、特に精神の方や発達障害の方に関しては、かなり遠いところまで就労移行支援に行く傾向があります。昨日は、東京に行かないと希望するところがないから東京に行きたい、といった相談がある程、三浦半島圏域を飛び越えて遠くまで行かれる方もいらっしゃいます。他にも、発達障害に特化しているところや、数字が強い方は数字に強い訓練をしてくれるところを選ぶことなどがあります。ですからこの職場定着率自体はその事業所が7割以上、あとで国と県から情報がフィードバックしてくるものであろうと今は考えています。結局、就労移行支援事業所のところには、横浜の方や逗子の方や葉山の方など多方面からいらっしゃいます。その職場の定着率が何割以上かということを、本日説明しているので、町が情報をもらう時には3年後、結果的に葉山町の方が利用していた事業所の定着率は何割でしたと情報が来るものと推測しています。

榎原委員： わかりました。それでなかなかはっきりは分からないのですね。ありがとうございます。

在原委員長： 全体の7割以上の、全体というのは葉山町の利用者が使った事業所が全体ということですか。

柏木係長： 就労定着率を8割以上とする事業所が、葉山町の利用者の全体の7割以上であると見込んでいます。

在原委員長： 葉山町の利用者が使った、就労定着支援の事業所ということですね。

柏木係長： はい。

在原委員長： ありがとうございます。

他の皆様いかがでしょうか。

雨宮副委員長： 数値ではないところでもよろしいでしょうか。

在原委員長： はい。

雨宮副委員長： 21ページの7)「地域活動支援センター事業」で、葉山町には現在1箇所ですが「町の現状と実績」の中に「地域活動支援センターは町外の人でも登録、利用ができます」というように明記されています。他の市町村では町外、市外の方は登録・利用できないところもあります。以前から、これらについての整合性を市町村でつけていただきたいというお話をしていました。私は門を叩かれたら断れなく、町外の方も受け入れしまってその方たちが増えていったらどういう事になるのかという事もありまして、その辺の整合性が気になっております。

在原委員長： このまま大々的に書いておいたままでよいのかということですね。

雨宮副委員長： ひっそりとして書いておいたほうがよいのではないかと思ったので。

柏木係長： 意見として受け取らせていただきます。

在原委員長： 他にはいかがでしょうか。数値に違和感があるという方でも。

新井委員： 私は共同生活援助のところでグループホームを担当しているので、数字がいくつと言うところではないですが、私たち法人のグループホームでは利用者が11、12人いらっしゃいます。員数とするとその数字になります。実際にはその方々のうち、数名しか365日の提供を受けている利用者がいません。現在のご家族やご本人の要望で土日は帰られているところが、ご家族の高齢化というところで半年先、土日も含めた利用が要望としては出てくると思います。そういった部分では、この見込み量以外に実態として、員数としてはご利用いただいておりますが、この1人とカウントされている人が使っている日数とすると、365日稼働になっていない部分があったりして、このあたりも課題としてはあると思います。この計画の中にそこまで細かい数字はないとは思いますが、なかなか員数だけで捉えられない課題というものも非常に感じているところではあります。意見というよりも実感というところですよ。

在原委員長： そうしますと、12ページの「共同生活援助」ですね。見込み量としては伸びていくような感じで書かれていますが、それに人数を増やすということよりも先にまず、今使ってもらっしゃる方が土日を利用していき事に広げていく必要があると。

新井委員： 単純に考えて、グループホームの機能が365日ですので、こちらに書かれている人数掛ける365日というのが本来のこのニーズ、支えるべき日数、人員というところになります。しかし実は1人とカウントされている方々でも7分の5しか利用されていなく、残りはそのご家族が今なお支えているという部分もあり、この数字に見えないような課題も並行して捉えなければいけないといったところです。

在原委員長： そういうのは文章として書いておくべきですかね。そこら辺ご検討いただければ。重要な点ですね、数字としては見えにくいけれども。土日については、今ニーズとしてはあるけど応えきれないということですか。それともそこまで必要に迫られていないということですか。

新井委員： 今のところご家族とご本人のご要望で土日は帰ります、という形がありその中で職員の配置とかも当然しています。ですから誰もいないところに職員は置いてないということですよ。葉山町12、13名の方の中でもポツポツと年間の中では体調不良により土日使わせてください、という利用者がすでに出てきています。

在原委員長： 確実に先々を考えるとそのニーズは表面化してくるということですね。

新井委員： そうですね。ここで員数を増やすという取り組みの手前に、その土日を支えるための課題というのがおそらく先行して出てくるといったところだと思います。福祉計画で捉える数字としては、そこまで細かいものはおそらく載らないとは思いますがこのような実態としてお伝えしようかなと思いました。

吉田課長補佐： ありがとうございます。事務局からですが新井委員のおっしゃる事よく分かります。確かに実情としては土日のそういった部分の考え方などを変えていかなければ、実際のところは聞けないという部分ではあると思います。ただこの部分ですが、国の基本指針がそこまで求めていないもので数値の目標値としての計画書への表し方としてはこの

ような記載になってしまうという事でご理解いただけたら幸いです。貴重な意見ありがとうございます。

在原委員長： 他のところはいかがでしょうか。そうしましたら、子どものほうもご説明をいただいて、あとで気付いたら戻ってもいいと思いますので、ご意見いただければと思います。そうしましたら、障害児の福祉計画について、目標値などについて、事務局の方からご説明をお願いいたします。

今山主査： 私、子ども育成課の今山と申します。よろしく願いいたします。それでは資料 17 の 24 ページをお開きください。第 3 章「障害児支援事業の見込み量（障害児福祉計画）」についてご説明します。まず初めに町が障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら障害児の健やかな育成を支援することが必要と考えています。このため、障害児およびその家族に対し、障害の疑いのある団体から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行なう障害児通所支援の充実を掲げたいと考えております。また、令和 2 年 3 月に策定しました第 2 期葉山町子ども・子育て支援事業計画においても、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や、小学校就学後の放課後対策、発達面での支援が必要な子どもへの支援の充実を挙げています。葉山町障害児福祉計画との整合性を図り、医療的ケア児への適切な支援を行なう事と、子ども・子育て支援事業計画にも記載しています。障害児のライフステージに沿って保健医療、障害福祉、保育、教育、就労支援の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図りたいと考えています。障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにする事で、障害の有無に関わらず、すべての児童が共に成長できるという考え方にに基づき、地域社会への参加を図ることを目的としております。加えて、人工呼吸器を装着しているなど、日常生活を営むための医療を要する状態にある障害児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援が円滑に受けられる体制の構築を目指すことを将来的な目標と考え、今までには実績はありませんでしたが、障害児福祉計画に新たに 4 つの見込み量を盛り込んでいます。障害児支援、障害児支援事業の見込み量としましては、7 つの事業を挙げさせていただいています。4 つ目から 7 つ目が今回新たに策定していくものとして計画に挙げました。それでは順番に一番上の「児童発達支援の見込み量」からご説明いたします。

未就学児のサービスの利用児童数です。日常生活における基本動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練などを行ないます。設定については、町のたんぼぼ教室に来ているお子様の数を基に計算しています。教室の利用者は少しずつ増加しています。今後も他の事業所と連携を図りながら、障害児とその保護者のニーズに応じたサービス量の確保、および質の向上に努めます。令和 2 年度の推計値、障害児のほうは今回数字を入れさせていただいていますが先ほど障害、大人のほうの計算式と同じ考えで、平成 27 年度から令和元年度までの実績の増減の平均を基に算出しております。

次に 25 ページ「放課後等デイサービスのサービスの見込み量」についてご説明します。放課後等デイサービスとは授業の終了後、または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行なうものです。町の現状は、平成 30 年度の放課後等

デイサービスの利用者は「21人」です。1人当たりの平均利用日数は「15.1日」です。過去3年間の実績の推移を見ると、1人当たりの利用日数は増加しています。見込み量は平成30年度から令和元年度の実績の増減を基に算出しています。今後も増加をすると見込んでいます。コロナの影響で、子育て世帯の転入により、小学生以上の人口が今増加しています。十分な提供体制を確保するために既存のサービス提供所と関係機関の適切な情報提供を図り、見込み量の確保に努めたいと考えております。続きまして、ページをおめくりいただき、「障害児相談支援」について、障害児相談支援とは、障害児またはその保護者の状況を考慮し、必要な情報提供や、助言サービス提供事業者との連絡調整を行い、障害児支援利用計画を作成し定期的なモニタリングを行なうものです。見込み量は平成30年度から令和元年度の実績の増減を基に算出しています。こちらも今後については増加すると見込んでいます。

次に今回新たに加えさせていただきました、「医療型児童発達支援」についてご説明します。医療型児童発達支援とは、上肢、下肢または体幹の機能に障害のある児童に対する児童発達支援および治療を行ないます。本町には医療型児童発達支援を実施する事業所はございませんが人口の増加等によりまして、理学療法士等の機能訓練または医療管理下での支援が必要な障害児の増加も今後見込まれるため、近隣市にある事業所と連携を図りながら事業の実施を検討し、今後対象となる障害児の把握を行ないます。

次に「居宅訪問型児童発達支援」について。こちらは重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児を対象に、居宅を訪問して発達支援を行なうものです。本町には居宅訪問型児童発達支援事業を実施する事業所はございません。県内でもこの事業を実施している事業所はほとんどなく、今後の状況を見ながら事業所との連携を図り、事業の実施を検討していきます。次にページをおめくりいただきまして、「保育所等訪問支援」について。保育所等訪問支援とは、保育所等の利用中、利用予定の障害児に対して訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。本町には保育所等訪問支援事業を実施する事業所はございませんが、将来に向けて児童発達支援センターの設置と並行して、事業の実施を検討していきたいと考えています。最後にその下の7)の「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数」について。医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数については、本町では既に町の発達支援システム会議で協議しております。今後医療的ケア児に関するコーディネーターとして要請された保健師等の配置の準備を現在検討しているところでございます。以上でこちらの説明は終わりとさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

在原委員長： ありがとうございます。では、ただ今ご説明いただいたところで、ご意見、ご質問等お願いできればと思います。

菊池委員： よろしいでしょうか

在原委員長： はい、お願いします。

菊池委員： 24ページから26ページまでのところで、「障害児通所支援」および「障害児相談支援」

の利用人数の見込み量は平成 30 年度から令和 2 年度までの伸びを勘案し、令和 3 年度から令和 5 年度までの見込み数を算出されたという事でしたが、これに関しては確かに利用の見込み量は増えていくというように考えられますが、算出の根拠がこれまでの伸びしろの伸び方だけでなく、町の出生数の中から障害のある方の出生数の割合の傾向等を出され、その中でもサービスを使う方々がどれくらい出るのかというように算出している市町があると聞いております。今回のこの数字の出し方について、計画には載ってこないと思いますが、町の出生数のうち障害のある児童、お子さんが生まれてくる大体の比率、そういったものについて町は把握されているのでしょうか。そして 27 ページ、「重度心身障害児などの」のくだりの下に「医療的ケア児のニーズ」という医療的ケア児という新しい言葉が出てきているように思います。この医療的ケア児というものについては、どのような方たちの事を指すのかについて誤解が生じたり、無理解があってはいけないと思いますので、医療的ケア児というのはどういう言葉なのかという説明が必要だと思えます。最後に医療的ケア児＝寝たきりですとか、管だらけだったりとか、そうではないという誤解を与えないような、いわゆる走り回ったり、動いたりとか跳んだり跳ねたりできるけれど、嚥下はできないので胃ろうからなんていうような児童もいらっしゃるかと思います。したがってそういうようなところを誤解のないような記載の方法を少し工夫していただけたらというように思います。以上です。

在原委員長： ありがとうございます。前段のご質問についてはいかがでしょうか。

今山主査： 菊池委員がおっしゃられましたように今回の算出においては、利用者の数だけで確かに算出してあるところがございます。色んなやり方というのは確かに人口の比率というのはあるかもしれませんが、ただそちらのほうはまだ出してない事もありまして、その部分については数字がどうなるかの部分で検討の材料とさせていただきます。

菊池委員： してくださいと言っているのではなくて、伸びしろの根拠の中で過去 3 年間の伸びしろというのが根拠というような話でしたが、ここに出てこない数字の検討等があれば教えていただければ参考になるなというように思った次第です。

今山主査： その後の相談も医療的ケア児とは何かという記載がないと誤解、偏見等が生じることもありますのでここについては他に分かるような細かな表現を別書きというような事で説明させていただければと思います。

在原委員長： 確かにその出生数の伸びが緩やかになっているとすれば、この児童発達支援の極端に伸びていくこの見込みに合うのかなと若干思うところではあります。

今山主査： 正直すごい数字が出ているとは思いますが、制度が少し浸透してきたのか、1 人当たりのサービスを利用する日数が増えてきているということもあり人数が増え、それに伴い日数が増えたのかと思います。もしくは単純に率を掛けたものなので、増えすぎているという可能性はあります。今回この算出を使わせていただいて一番小さい数字を選択しましたが、算出上この数字が出てきたという事です。伸びるのは確実だと思いますがそれに代わるものが算出の選択の中になかったため今回これを入れさせていただきました。

在原委員長： 他にはいかがでしょうか。

鹿島委員： 出生率だけではなくて、転入してくる、引っ越してくる人も、葉山町は福祉がいいか

ら、とおっしゃっています。

今山主査： 今小学生以上の転入が、コロナ禍の関係もありリモート等で仕事ができる子育て世代の方が実際に増えてはいます。その中でももしかしたら割合でいらっしゃる可能性があるのかなと思います。

加藤委員： 「放課後等デイサービス」のところで、数字だけ見ると利用の人数が平成30年度から急激に「319人日」から「929人日」というように伸びています。この辺で上の見込み量の設定の考え方の中に、就学する児童を新1年生が新たに利用し利用者が少しずつ増加することを見込んでいと書かれていますが、1年生だけではないのですよね。

今山主査： そうですね。そういう意味では誤解を生む可能性があるためここはあえて書かないほうがよいかもしれません。1年生が増え続けるような印象になってしまうので、ここは表現を変えさせていただくか、あとは割愛させていただきます。

在原委員長： 他にはいかがでしょうか。

菊池委員： 少し戻ってしまいますが、資料17の31ページです。目標2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」というところで、記載を間違えてしまうと少し拙いと思ったのが冒頭で書かれている精神病院です。用語整理法というのがありまして、精神障害にかかる用語については偏見やスティグマ等を助長してはいけないという事で、用語の整理が法律で定められているかと思います。そこで恐らく精神科病院というように統一する事になっていたかと思います。根拠法を調べずに発言していますが、そこは調べて記載をしたほうがよいかと思いました。

在原委員長： ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。先ほど少し戻ったところで資料17の11ページ、「就労定着支援」の見込量1人のところですが、「就労移行支援」のほうは3人使っていただくことを見込んでいるけれども、「就労定着支援」の利用は1人という見込みです。この辺りどうでしょうかというお話がありましたが、皆様いかがでしょうか。

柏木係長： 少し補足してお話させていただきます。就労移行支援のスタートは4月が多くなっています。4月から就労移行支援をスタートさせて、上限が2年間のうち2年間中のどこかで就職されます。したがって、この計画自体は3月が基準なので就労移行支援も若干少なめに出ている可能性はあります。4月から始まると、1年未満で終わる方が3月にはすでに利用しておらず、6ヶ月のコロナの最中で定着にも上がらないとすると、3月は就労定着支援のカウントには少し不利な時期になります。先ほど秋山のほうから説明がありました通り、現状の就労定着支援は4人もしくは6人、もう少しいらっしゃる3月という月が少しバイアスを掛けており、調査自体に少し不利になっている可能性があります。元年はスタート年の翌年ですから6人です。したがってもう少しいらっしゃるかと思われませんが、資料18の10ページをご覧の通り計算をすると見込利用者数が3年を通してすべて1人になります。そこで皆様のご意見を、特に菊池委員と雨宮委員、普段相談に関わっている方の実際のところのご意見をお聞きしたいと思っております。よろしくをお願いします。

雨宮委員： 就労移行支援を使っていて、就労定着支援に結びつく方は就労移行支援で実際に就労

をされて半年は就労定着支援を使うけれども、その半年が切れたら就労定着支援事業に行かれる方、大体が就労移行を使われている方は行かれます。ただ、期間が割と短く、ご本人が必要ないとみなすと何年も使えるサービスですが、その後は使わないという方が結構いらっしゃいます。ですので、長期的なサービスになっている実感は今のところありません。

菊池委員： このサービスが始まったときは鳴り物入りで始まりました。就労してからもサービスが入り、ハローワークや就労援助センターの支援だけでなくサービスとして入るので支援が担保されます、というのがウリだったと思います。ただ、先ほど柏木係長のほうから、4月に就労した人が定着支援を使うと3月の段階では使っていないため数が少なくなる、というようなお話がありました。それであれば何月に就職しようが1年間通して使っている人の人数を書かなければ、恐らく見込み数にはならないというように思いました。あと、就労定着支援が終わった後の離職は実際には起きていて、本当に定着支援を6ヶ月行ったらこれが定着に繋がっているかどうかはまだ私のほうでは実感のみで客観的な評価ができるところではありません。ですから、見込み数についても少々意見しづらい感じではあります。就労定着支援を使って定着したのはいいですが転職されるケース、転職を希望されるケース等出てきておまして、結局援助センターなど委託に関わる相談のほうで相談に乗ってくというようなケースが出てきております。したがって、私の中で実感値しかなく数値的に意見を申し上げるといったところはしづらい状況ではあります。

雨宮委員： あと最近の傾向といたしまして、発達障害の方がご自分でインターネット上で就労移行支援事業を探して、積極的にサービス計画を作って欲しいという傾向や、どこの紹介も受けずに相談事業所にいらっしゃる傾向が結構増えております。ですから就労移行支援が増えて、就労すれば就労定着支援事業も使うような方向でいくとするなら、これからより増えるような気がしております。

在原委員長： 就労定着支援の3月時点でサービスを利用している人だけ捉えると利用者数は少なく出るということを変える事はできないのでしょうか。その年に、半年でも前期のほうで使っていた人も拾うような数字の取り方で。

柏木係長： 例えばですが、この見込み量の設定は設定として、就労定着支援の効果がきっちり出ているかどうかの評価はダブルですという感じになると思います。

菊池委員： 私たちも分からないところで、この数値を計画として見ただけではやはり分からない数字です。

雨宮委員： 実際に就労定着支援を使われた方の計画を2つ、3つ作りましたが、1年満たないうちに離職したら結局実績に残らないのではないのでしょうか。1年以内に終結してしまっただら結局残らないという事になるのではないのでしょうか。

在原委員長： 残らないといけませんよね。

雨宮委員： 実績があったという事は、実際に使ったためあったほうが良いと思います。ただそれが、年を跨いでその実績に入らないような切り方をするとわからないのではないかと思います。

在原委員長： 例えば短期入所みたいなものと同じように、利用実人数みたいな事で取るっていう事はいけないのでしょうか。そこは細かく決められている事項であるという感じでしょうか。

柏木係長： 今年はありませんが、計画がある年には3月の実績で出すというように言われ、年度末の3月提供の数字で出すというルールがあるようです。

在原委員長： それは事業により出し方が違いますよね。

柏木係長： そうですね。ただ計画も例外ではないと思います。先ほど見ていただいた成果指標は年度での数字になります。私のほうから提案させていただくのは恐縮ですが、例えば就労移行支援を3人で上げているため、この場でご審議のもとよろしければ、就労定着支援の各1年おきの見込量を3人にしたいと思います。2、3年後の数字が3にはなりませんでしたが、成果資料の先ほど榎原委員からご質問があった32ページのところで就労定着の実績のおそらく④のところで出てくると思います。そこですと年度の評価ができるので、11ページと32ページのダブル指標で見ていくようなことをこの場で了解していただければ見込量を3人にさせていただけたらと思います。

新井委員： 例えば就労移行支援のほうは「利用延べ」と「利用実人数」と「1人当たりの利用日数」で数値が出ていますね。「就労移行支援A型」、「就労移行支援B型」は全部延べが入っていますね。今のお話は、年間の延べで表すことで実態に近くなるのでしょうか。今の柏木係長からの説明だと、事業ごとにされる国からの示し方と、定められた時点での実績というのが決まっているという、逆に言うと移行支援とA型B型というのはこの形で示すというのが求められているのでしょうか。何か定着だけ伏せられている感じを受けてしまいます。

在原委員長： そうですね。ここを変えるということに町として無理があるという事であれば、今ご提案があったようなかたちで、そして目標4の示し方も一緒に見るようなかたちという事で、見込み量は3人にしていくということでもよろしいのかなと思いますがいかがでしょうか。特に反対のご意見ないようであればそれで。ありがとうございます。そうしましたら、お時間がせまっていますので他に数値のところ、目標のところでも気になる事ありましたら、また水色のペーパーでご意見いただければと思います。大丈夫でしょうか。

そうしましたら、本日の議題(2)障害者計画について、こちらのほうに移りたいと思います。こちら、事務局よりご説明をお願いします。

1 葉山町障害者福祉計画について

(2) 第1編：総論、第2編：障害者計画について・・・資料19

柏木係長： 当日配布で申し訳ありません。資料19をご覧ください。次回の策定委員会はパブリックコメントという町民の皆様に見ていただく計画案を皆様にご審議いただく時間になります。前回皆様にご審議いただいた内容を反映したものを、突然次回にお示しするのは少し急な話しかと思ひまして、本日皆様に見ていただいております。これより大きく変えたところを説明させていただきます。詳しくは申し訳ありませんが帰ってから見ていただいて、水色の紙にご意見をお書きいただければと思っております。それでは資料19

をご覧ください。変更したところは4ページのところで、社会福祉法のところを新しく入れております。そして前回ご審議いただきました障害者計画の期間を4年間ということで皆様にご審議いただきまして、それが期間として表が新しくなっております。8ページの人口の推移と推定のところは、総合計画に載せているものと基本同じ内容のものを棒グラフで載せております。本日欠席ですが杉野委員、そして皆様から、計画を読んでいる制度も分かるような内容にしたかどうかというご意見をいただきましたので、12ページのところに区分についての説明を載せています。その他、必要なところに1級が最重度ですという説明を加えさせていただいております。そして13ページ以降もそれぞれのサービスについて1行から2行程度の説明を加えております。そして16ページも同様に、前回の鹿嶋委員からのご質問に対する説明を入れております。そしてアンケートのほうに入りまして、アンケートは白黒で見やすいような色にさせていただいております。そして35ページ以降、事業所調査の5項目、こちらもご意見いただきながら入れさせていただいております。次に37ページのアンケート調査で寄せられた主な意見のところで、水色の紙で皆様からご意見いただきまして少し増やしております。特に移動するようなどころを書き出しています。そして41ページ「葉山町自立支援協議会組織図」に「基幹相談支援センター」を入れ、小さかったため大きくしました。次に障害者計画について、最初の策定委員会の時に加藤委員から基本理念は同じでいったらどうかというご意見をいただいていた。皆さんにもご賛同いただき基本理念は基本同じでいきますが少しずつ変えていきます。変えていくところはどんなところかと言うと、障害のある方が読むことや、話を聞いても分かりやすい内容にできる限りしていくよう変えさせていただいております。それが45ページ以下の基本目標5項目です。前は漢字が結構多かったのですが、水色の紙でご意見を皆様からいただきましてこの5項目の表現となっております。そして在原先生から、1番と5番は言葉だけ取ると若干表現が似ているという指摘いただきました。確かにそうだと考え検討しておりましたが、現状はこのまま載せさせていただいております。あと47ページのインクルーシブ教育のところも絵を入れて親しみやすくしています。そして前回ありました重点施策のところですが、少しややこしいので思い切って割愛をさせていただきました。48ページから計画の細かいところが書いてあります。49ページの「精神保健の啓発」というところだと、「こころの健康の啓発」と書き換えをさせていただいております。そして前回ご意見いただいた民生委員さんの役割、お仕事、活動についてですが、50ページの5)で普段やっていたいる事をそのまま書かせていただいております。そして大きい変更で言いますと、続けて前回相談のところでご意見が多くあり、相談のところも少しまとめさせていただいております。74ページの就労支援ネットワークの推進は、ハローワークの方や皆さんからは雇用連絡会に呼んでいただいているので、ネットワークという表記にさせていただいております。このような流れで、基本目標5まで書かせていただいております。量が多いので、ご意見がありましたら水色の紙に書いていただいでご提出ください。期間が短くて申し訳ないですが11月4日を締切りとさせていただきます。紙は余分にございますので2枚3枚、持って帰られる方はおっしゃっていただければと思います。どうぞよろ

しくお願いいたします。以上です。

在原委員長： ありがとうございます。前回ご意見いただいた事は反映させてとりまとめていただいたというご説明でしたが、なにかお気づきの事とかありますか。それでは、水色の紙に書いていただきたいというお話でしたが、次回の11月20日がパブリックコメントの前、最後なのでそこでのご意見で大きな変更はなかなか難しいだろうという事もあり、今日お配りいただいたという事なので、次回の時でも細かい事とかであれば、大丈夫ですということですね。ですから何か大きな事でお気づきの事ありましたら、水色の紙で出していただければと思います。基本目標の5つについても、親しみやすい言葉にしてみても、なかなか皆さんに手に取ってもらってご活用いただけるような方向ではあるのかなと思いますが、またお気づきのところでご意見いただければと思います。持ち帰って是非、極力、確認いただければと思います。

2 その他

在原委員長： それでは、議題2その他というものもありますが、これは委員の皆様の方からこの場で共有しておきたい事柄などありましたら、という事ですが、何かございますか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。それでは本日の議題はこれで終了しますので、事務局の方にお返ししたいと思います。

吉田課長補佐： ありがとうございます。報告と確認事項がございます。次回の第5回策定委員会は11月20日金曜日15時からこちらの会議室で予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

水色のご意見追加シートにつきましては、繰り返しになり恐縮ですが、期間が短く申し訳ございませんが、来週水曜日、11月4日までにご提出のほうお願いいたします。こちらのほう、先ほど柏木の方ほうから申し上げましたが、次回パブリックコメントの案という形にしたいと思いますので、パブリックコメントの案では、今日お配りしました資料19 総論と障害者計画、資料17 障害者福祉計画と障害児福祉計画、この3つの計画が1つになった、いわゆる障害者福祉計画という形のを1つのパブリックコメントという形でかけていきますので、それが全部合わさった計画書、ピンクの計画書のようなものをパブリックコメント案というような形で示したいと思いますので、是非是非皆様のご意見をお伺いしたいと思います。なお、欠席された委員に対しては、資料につきましては今役場に残っているスタッフが会議の開始と同時に、郵送の手続きを取っておりますので、明日にはお手元に届くことかと思っております。会議の内容につきましては、後日個別に連絡を取らせていただいて、ご意見くださいという事でご説明をさせていただきたいと思っております。

鹿島課長： それでは委員の皆様、ご議論いただきまして誠にありがとうございました。コロナ禍の会議と言う事で、少し時間のほうもなるべく短くというような事も考慮している中で、説明が行き届いていない部分もあろうかと思っておりますし、また大変恐縮ですが宿題のような形で青い紙を提出いただきたいというようなお願いもさせていただいております。策定に向けてという事で、あと1回2回の会議という事になっていきます。時間もない中

にはなりますが、また皆さんご協力をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い
いたします。本日はどうもありがとうございました。

一同： ありがとうございました。

16時34分閉会